

新宿区教育委員会会議録

平成18年第10回定例会

平成18年10月4日

新宿区教育委員会

平成18年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年10月4日(水)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 4時21分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	教 育 長	金 子 良 江

欠席者

委 員 白 井 裕 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第48号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件
- 日程第2 議案第49号 平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について
- 日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

報告

- 1 平成18年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
(次長)
- 2 平成19年度予算の見積もりについて(教育政策課長)
- 3 確かな学力の育成への取り組みについての検証(中間報告)について
(教育指導課長)
- 4 新宿区特別支援教育検討委員会について(教育指導課長)
- 5 学校選択制度について(学校運営課長)
- 6 平成19年度新宿区立幼稚園の園児募集について(学校運営課長)
- 7 愛日幼稚園・中町保育園における合同保育の実施について(副参事「四谷子ども園開設準備等担当」)
- 8 四谷子ども園における調理業務委託の検討について(副参事「四谷子ども園開設準備等担当」)
- 9 平成19年度四谷子ども園の4・5歳児の園児募集について(副参事「四谷子ども園開設準備等担当」)
- 10 第6回西戸山地区中学校統合協議会について(教育環境整備課長)
- 11 新宿歴史博物館の蔵書情報システムについて(生涯学習振興課長)
- 12 「鉛筆の碑」の寄贈について(生涯学習振興課長)
- 13 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

木島委員 わかりました。

内藤委員長 議事に入る前に、櫻井委員の任期満了に伴い、新たに当教育委員会委員に任命されました委員を事務局から御紹介願います。

次長 ただいま委員長からお話ございましたけれども、櫻井美紀子委員の任期が本年9月30日をもって満了いたしました。後任の教育委員会委員の方につきましては、9月20日に開催された区議会本会議で同意されました白井裕子委員でございます。委員の任期は、平成18年10月1日から平成22年9月30日までの4年間ということになります。

なお、本日は御都合で欠席されています。よろしくお願いいたします。

内藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることとなっておりますので、本日、皆様のお座りの席を自席とさせていただきます。

議案第48号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第48号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

議案第48号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、日程第1、議案第48号について御説明させていただきます。

この中身は、新宿区立子ども園条例施行規則についての御説明でございます。この規則につきましては、9月1日の教育委員会でご審議いただきまして、現在、第3回新宿区区議会定例会に提案している「新宿区立子ども園条例」の施行に関して必要な事項を定めた規則でございます。条例そのものは、現在、区議会で審議中でありまして、本会議での議決が10月13日に予定されているところでありますが、子ども園については、他の幼稚園と同様、今月

の16日から募集事務に入っていく必要があるために、本日の教育委員会で内容について御審議いただき、規則の決定については新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理で行わせていただきたいと考えているものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、最初に、規則全体の構成について御説明いたします。

目次にお示しいたしましたとおり、第1章総則に掲げる第1条の目的から第8条の雑則まで、全体として57条で構成されている規則であります。

次に、内容についてでございますが、子ども園条例規則を御覧いただけますでしょうか。かなり厚いものになってございます。

第1章の第1条では、規則の目的として、新宿区立子ども園条例の施行に関して、必要な事項を定めることを目的としております。

第2章の保育・幼児教育の実施については、第2条から第4条までは0歳から3歳までの保育の実施基準についての規則に委ねた内容、第5条から第7条までは0歳から3歳までの入園手続き、第8条については保育園と幼稚園の認可を取る中で3歳から4歳への進級手続き、第9条から第12条までは4歳・5歳での入園手続き、第13条、第14条については、子ども園では4・5歳時クラスについては保育時間を選択できる仕組みを導入しておりますけれども、その選択手続きについて定めを置いております。

また、第3章第21条から第26条までにつきましては、18時30分から20時30分までの間の延長保育に関する手続きについて定めてございます。

以下、第4章第27条から第34条までについては、預かり保育について定めているものでございます。

第5章第35条から第39条までについては、給食の利用に関する手続きを定めてございます。

第6章第40条から第47条までにつきましては、条例に定める入園料、保育料等についての決定や納入、減免に関する手続きについて規定してございます。

第7章では、子ども園の柱の1つであるつどいのへやや一時保育などの子育て支援事業についての手続きを定めています。

冒頭ご説明申し上げましたように、条例で定めた子ども園の利用や保育料の納入等について規定してございますがこの規則の内容でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

内藤委員長 各委員のお手元に配布してあります書類は若干差し替えが必要な部分があります。したがって、差し替えの間、審議を中断して、ちょっと休憩にしましょう。

午後 2時09分休憩

午後 2時15分再開

内藤委員長 では、議案の差し替えが終わりました。

「議案第48号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」の審議を継続します。

ただいま教育政策課長からの説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、議案そのものの中身といいますか、施行規則そのものの内容は膨大かつ多岐にわたりますが、新宿区立子ども園条例が区議会で可決、成立した際に、その条例の施行に関し必要な事項を定めた規則であって、これは直ちに効力を発する必要があるので教育長に臨時代理を指示するという事なので、条例そのものはここでも十分審議したことでありますし、むしろこれは施行の手続きの案件だと思うので、よろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第48号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

議案第49号 平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

内藤委員長 次に「日程第2 議案第49号 平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

議案第49号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「日程第2、議案第49号、平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」でございます。御説明させていただきます。

2ページ開きまして、「平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針（案）」を見ていただけますでしょうか。19年度園児募集における学級定員と学級編制方針について、基本方針を定めたものでございます。

1 番の「学級定員」でございますけれども、各幼稚園の学級定員は次のとおりとするということで、3 歳児が17名、4 歳児が30名、5 歳児が30名でございます。3 歳児17名は、17年度16名から17名に変更したものでございます。といたしまして、愛日幼稚園の学級定員につきましては、幼稚園児19名とするということで、当該規定が設けてございます。

2 番の「学級編制について」でございますけれども、(1)の「3 歳児募集について」でございます。、募集園数は13園13学級とする。これは昨年と同様でございます。、募集園については記載のとおりでございます。と については、昨年と同様でございます。

(2)の「4 歳児募集について」でございます。、4 歳児の応募者が12名未満の園では、4 歳児の学級編制は行わない、ただし、3 歳児保育実施園並びに幼保連携園を除くということでございます。で、前項の規定にかかわらず、例外でございますけれども、落合第六幼稚園につきましては、隣接する区立幼稚園に空きがなく、通園困難者が発生するため、特例的に10人以上集まれば学級編制を行うということでございます。につきましては、3 歳児保育実施園の4 歳児の募集人数については、定員から進級児及び優先入園資格者を除いた人数とするということでございます。から までについては、昨年と同様でございます。でございますが、これは昨年と変わっている部分でございますけれども、これは4 歳児のことでございますけれども、5 歳児学級への進級児となった兄または姉がいる幼児については、同一幼稚園に願書を提出した場合については、一般入園希望者に優先して入園することができるということになってございます。この場合、優先入園資格者がある場合は、同優先資格者の次からの順位とする、なお、当該出願者全員が入園候補者とならない場合は抽選により順位を決定するということでございます。

(3)の「5 歳児募集について」でございますが、これは昨年と同様で、から まででございます。

(4)の「その他」でございます。で、学級編制できず休園となった園については募集しないものとするということでございます。、入園許可証発行日は平成19年1月15日とするということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

ちょっと質問しますが、そうすると、この4 歳児の応募者が12名未満、仮に10人としますと、学級編制は行わない、つまり、その学級は休園ということになるわけですか。

学校運営課長 特例的な落合第六幼稚園と、もう1つ特例的な幼保連携園の愛日幼稚園及び

3歳児保育を実施している園を除いた他の園におきましては、11名までの応募であれば原則として休学級となります。

内藤委員長 わかりました。

つまり、3歳児からの持ち上がりとかはその限りではないと、そういうことですね。

学校運営課長 はい、そうです。

内藤委員長 何か御意見、御質問はありますか。

よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第49号 平成19年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

内藤委員長 次に「日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を議題とします。

教育長 「日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は、争訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

内藤委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を非公開により審議することにご異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 それでは、「日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮

問について」を非公開により審議いたします。

〔「日程第3 議案第50号 自己情報の利用停止及び自己情報の訂正を行わない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕 午後 2時36分再開

内藤委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

- 報告 1 平成18年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- 報告 2 平成19年度予算の見積もりについて
- 報告 3 確かな学力の育成への取り組みについての検証（中間報告）について
- 報告 4 新宿区特別支援教育検討委員会について
- 報告 5 学校選択制度について
- 報告 6 平成19年度新宿区立幼稚園の園児募集について
- 報告 7 愛日幼稚園・中町保育園における合同保育の実施について
- 報告 8 四谷子ども園における調理業務委託の検討について
- 報告 9 平成19年度四谷子ども園の4・5歳児の園児募集について
- 報告10 第6回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告11 新宿歴史博物館の蔵書情報システムについて
- 報告12 「鉛筆の碑」の寄贈について

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。報告1から報告12までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

次長 それでは、「平成18年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨」でございます。第3回定例会はまだ終わっておりませんが、本会議での質疑は既に終わっておりますので、その要旨をお配りしてございます。順番に、だいたいあるのですけれども、なるべく端折って御説明いたします。

1ページ目、新宿区議会公明党代表質問でございます。

「地球温暖化対策とISOの取り組みについて」。学校や地域での環境学習の推進について

どのように考えるかということです。

これは、区長と教育委員会の両方に聞かれておりまして、区長の方は、子どもたちが環境問題に関心を持ち、地球温暖化に配慮した行動が身につくようになるには学校や地域での環境学習が重要である。このような観点から、今年度の事業としては、子どもたちの環境行動についての日記や絵画を募集し、優秀作品の表彰を行う。また、子どもたちに対する環境学習の場として、企業、地域、行政が一体となり区内の学校を拠点として「まちの先生見本市」を開催しており、毎年多くの参加者を得ている。このような答弁をしています。

教育長ですけれども、各小・中学校では、教科や総合的な学習の時間等を通して、環境学習の課題の1つとして地球温暖化について取り組んできた。例えばビオトープづくりや屋上の緑化、ISOの学習等が代表的なもので、これらの学習を通して、地球規模で考える大切さと、身の回りのものに関心を持って働きかけ、できることから取り組む力を育ててきた。こういうふうに答えています。

次に、「食育運動の拡大について」ということで、これも区長と教育委員会が両方答弁しております。

2ページ目の上の方に区長の答弁があります。朝ごはんは規則正しい生活の基本であることとか、子どもの欠食は保護者の影響が大きいと考えられるので、健診やあらゆる保健事業の機会を捉えて保護者に対する周知や働きかけをしていきたいと。

教育委員会の方からは、食育の取り組みですけれども、これまでも学校では家庭科や総合的な学習の時間等において、さまざまな食の教育が行われている。例えば、地方の農家から米を給食の食材として調達し、生産者の声を聞くことで、食物の生産にかかわる人々への感謝の心を育む実践、また、ホテルの料理長を招いて、専門的な立場から食材の重要性や調理の仕方を学び、自分で朝食やお弁当をつくることで食に対する関心を高め、健全な食生活を営む実践力を育てたりする活動例があるという紹介をしています。

今年度はこれらの実践や食育の全体計画のモデルを提示した事例集を作成し、子どもたちの食に対する関心を高め、学校の取り組みを支援していく、また、食の教育の充実を目指して推進委員会を設置し、区としての今後の食育の基本方針を明らかにし、学校教育による計画的、組織的な取り組みを推進していく。それから、朝食の欠食率等につきましては、確かな学力育成のアンケートをしておりますので、その集計がそろそろ出かかっているということで、またその御紹介はしたいと思います。

3ページ目の方に移らせていただきまして、「学校教育の環境整備について」ということ

で、これは教員の時間的余裕やゆとりの現状と教員の負担に対する教育委員会の認識と支援策ということです。それと、新規採用教員を含めた教員研修のあり方を。不幸な事件もございましたので、そういった関係で聞かれているという面もあります。

教育長の答弁ですが、4行目からなのですが、今年度より各学校に、学習指導に加え、校務分掌も担当できる区費講師「確かな学力推進員」を配置し、教員が子どもと接する時間をこれまでよりも確保できるようにした。さらには、スクールカウンセラーを全校配置し、教育ボランティアを導入して、教員が充実した教育活動を展開できるよう多面的な支援を行っている。今後も、軽度発達障害といった配慮を要する児童・生徒への対応等、学校の状況を的確に把握した対応策を講ずることにより、教員が意欲を持って授業にじっくり取り組めるような教育環境を整える。こういうふうに答えています。

それと、ちょっと飛ばしまして、新規採用教員については、配置先の学校の教員の現任校勤務年数、男女比、年齢構成を配慮した上、学校間のバランスを考えて配置してきたと。

それと、教員の研修のことについて下の方で言っているのですが、(3)のところでは、例えば新規採用教員の研修においては、教育課程の解決に向けて、従来あった講義中心の研修形態から、ディスカッションの場を多くした研修形態に変えた。意見交換を通して、教育課題の解決の方策を自ら見出し、自信と意欲を持って子どもの指導や保護者等の対応に当たれるようなコミュニケーション能力の向上も目指している。2、3年目の教員には、授業改善推進委員が、これは退職校長によって授業改善推進委員が今、これも今年の「確かな学力」の取り組みで始めたわけでございますけれども、授業改善推進委員が、具体的な授業の進め方を中心に、指導や相談を含め一人一人にきめ細かい指導をしていく、こういうふうに答えています。

4ページ目の方に移らせていただきまして、自由民主党新宿区議会議員団の代表質問です。

「教育改革について」ということで、ここでは学校長の権限拡充へのこれまでの取り組みと、それともう1つ租税教育のことについて聞かれておりました、それについて答えています。

教育長答弁の5行目からなのですが、校長の権限拡充は、予算面で、校長が立案した特色ある学校づくりの3カ年の教育計画をもとに、予算を一括で学校に配当できるようにした。その結果、地域や学校の特性を生かした取り組みもより一層進めやすくなった。人事面でも、今年度から各校に配置した区費講師の活用や教職員の人事配置において、校長の学校経営方針に基づく人事構想を尊重し、実現できるよう努力してきた。そういうふうに答えています。

それと、(2)のところで租税教育について答えています。小学校では6年生の社会科で国民の義務としての納税について、中学校では社会科の公民という分野で財政の仕組みや租税について学習し、租税の意味と役割、納税の義務について理解を深めている。また、税務署と東京税理士会、小・中学校、教育委員会が連携して、新宿租税教育推進懇談会を立ち上げ、さまざまな事業を行っている。例えば小・中学校における租税教室の開催、租税教育の副教材の配布、「税の作文募集」、「税に関する標語の募集」、こういうことをしております。

その下、一般質問になりますけれども、「帰国子女の就学相談について」。海外からの一時帰国のいわゆる帰国子女なのですが、言葉がなかなか通じない、日本語のできない方が多いと。いわゆる体験入学について聞かれております。それと、日本語適応教室をはじめ、帰国子女が情報をネット上で簡単にわかるようなホームページがないというようなことも言われていまして、それについての答弁です。5ページ目の前段になります。

保護者が子どもの将来を考え、例えば夏休みや冬休み等の期間を利用して、一時帰国した場合に数日間のいわゆる体験入学を申し出るケースもありますが、短期間でも学籍を置いて就学をするのではなく、純粹に体験的に入学する制度は、今はありません。それで、今後はそういう要望が多くなるのではないかという指摘なのですけれども、一律に制度化するのは学籍がないという形の中ではなかなか難しいのですけれども、地域に開かれた学校のあり方として、学校見学の弾力的な運用方法も含め、ケーススタディとして検討したいというふうに答えています。

それと、今後はこのような多様な就学ニーズに対応するため、わかりやすいホームページの作成など、相談体制の充実に努めると答えました。

その下は、新宿区議会無所属クラブの代表質問です。

「プラスチック類の焼却方針について」、これはサーマルリサイクルのことで聞かれています。

答えといたしましては、燃えるもの、燃えないもの、資源として再利用されるものと、プラスチック類を含めてより一層リサイクルの意識を高めていく必要がある。これは区長もこのような方針で言っておりまして、こういうふうに答えています。

それと、「花のあふれる新宿のまちづくりについて」。これにつきましては教育長から学校緑化のことにについて答えているのですけれども、学校の緑化は、実施計画事業である「みんなでみどり公共施設緑化プラン」を推進力として、各学校が積極的に取り組んできました。

そういう答弁です。

6 ページ目でございますけれども、社会新宿区議会議員団の代表質問です。

これは「学校の管理運営に関することについて」という表題なのですが、中身は、これも新聞に出ましたけれども、東京都が都立高校に対しまして、学校経営の適正化について、職員会議のことについて、多数決で決めるだとか、そういう通達を出したのですけれども、その関連で、区は何か特別な指導をしたのかというようなことを聞かれています。それともう1つは、初めて学校現場に立った新任教師が自分の指導に自信を失ったり挫折したりして退職などの事態を避けるために、教育委員会としてどのような支援体制を行っているのかと。

これに対する答えですが、まず、新宿区立学校の管理運営に関する規則において、職員会議、これは東京都が都立学校に対して通知を出したのですけれども、区の方では各学校に対して同様の通知は出しておりません。区については、職員会議は校長の掌る職務を補助するための機関として明確に位置づけられており、その機能を含めた必要事項を規定している。本区の学校においては、この規則に基づき適切に運営されていると認識しており、特別な指導は必要ないと判断しているというふうに答えました。

それともう1つ新任教員のことでございますけれども、(2)のところで、初めて教壇に立った新任教師にとっては、不安や戸惑いを含め、その緊張感は計り知れないものがある。教育委員会としては、常にこうした新任教師の実態把握に努めることが重要であり、新任教師全員対象に指導主事や授業改善推進委員を学校に派遣し、学習指導への助言だけでなく、さまざまな悩みなどにも相談に乗り、解決に向けて学校と連携して取り組んでいく。そういうふうに答えております。

一般質問でございますけれども、「総合運動場の整備促進について」。これは前にも御報告をしたことがございますけれども、戸山公園の運動広場の整備について、あそこから人骨が出るのではないかというような話もございまして、その整備計画が実は中断しているわけです。早く進めろという立場で質問を受けているわけです。

答えといたしまして、現在、区は国の調査の状況等を見守っている状態である。7 ページ目に移りますけれども、教育委員会としては、運動場を整備してほしいというその基本的な方針に変更はありませんので、国の調査等というこれは埋蔵物を含めての調査ということになるわけですが、国の調査等の推移を十分勘案し、早期の総合運動場の整備に向けて東京都に対して戸山公園の第二段階整備を要望していくというふうに答えています。

次に、「化学物質過敏症対策について」ですが、これについて聞かれております。1つに

は薬品、農薬とかそういう害虫駆除の関係。もう1つは、シックハウスと言われている問題です。

これは区長部局の方でも答えていますけれどもそれは省略いたしまして、教育委員会の方で、下の方になりますけれども、新宿区立小・中学校では、校庭等の樹木に発生する毛虫、アメリカシロヒトリ等の害虫駆除消毒については、東京都教育庁の農薬に関する通知に基づき、使用薬品は、環境ホルモン物質やその疑いがある薬剤は使用しない。その上で、剪定による防除を考え、児童・生徒の状況などを配慮し、学校と十分協議をして進めるよう、専門業者に委託していますと。

それと、(2)ですけれども、学校等の教育施設は、新・増改築及び改修工事の際に、揮発性有機化合物等の含有量が少ない建材を使用するとともに、接着剤、塗料等の使用に当たっては、使用方法や塗布量に十分に留意し、適切な乾燥時間をとるようにしている。また、施工時、施工後の通風、換気を十分にいき、揮発性有機化合物等を室内に滞留させないように配慮している。さらに、工事の着手前、完了後に、化学物質の室内濃度測定を実施し、安全性を確認している。このように答えています。幸いなことに新宿区内ではそういう事例は生じておりません。いわゆるシックハウスと呼ばれているものですが。

8ページ目は、新宿区議会花マルクラブの代表質問で、「夏休みを5日間短縮したことについて」。2学期が始まってどうでしたかということと、夏休みが短縮されたことによる年間予定の変化、年間授業時間数の関係はどうかということです。それと、この方は土曜日の授業を復活した方がいいという立場でして、都立高校でそういうことをやっているところがあるのではないかと、そういう質問です。

答えといたしまして、現段階の状況として、活気に満ちた2学期のスタートを切れたと受け止めています。また、PTAの会合などで開かれた保護者の受け止め方も、おおむね好意的であると認識している。現在、子ども、親、保護者を対象とした意識調査を行い、検証しているところである。この辺はきょうの報告に入っていたと思いますが、まだ全部の結果は出ていませんけれども、集計がだんだんできてきています。

それともう1つ、(2)でございますが、各学校は夏休み短縮による増加した授業時間の活用について、年間の教育活動の見直しを図ることで効果的に位置づけた。例えば、これまでできなかった家庭訪問を実施し、より家庭との連携を深める取り組みをしている学校もある。また、基礎、基本の定着を図るため、各学年の国語、算数を各20時間、学習指導要領に定められている標準時数よりも多く計画している学校もある。

あと、(3)で都立高校のことについて聞かれていますので、都立高校の一部ですけれども、特色ある教育活動の一環として、一部の土曜日に、一部の土曜日というのは毎週ではないという意味ですが、一部の土曜日に授業を行っているが、これは東京都がモデル的に行っていると聞いています。休業日である土曜日を授業とすることは、学校教育法施行規則によりできないことには変わりないと考えていますけれども、土曜日に授業をしてほしいという要望があることを受け止め、制度上の課題も含め、さまざまな機会を通し意見を伺いながら、今後、研究していくというふうに答えています。

9ページに行きまして、日本共産党新宿区議会議員団です。教育委員会については、代表質問はございませんでした。一般質問の方で、「三栄町社会教育会館の存続と『区有施設のあり方の見直し』について」。それと、第二次行財政改革計画、そこでことぶき館と社会教育会館のことについて、要するに機能統合する、施設を集約していくという方向性に向けているのですけれども、それについてそれを白紙に戻せというようなことを質問しております。もっと具体的に、三栄町社会教育会館の廃止方針は撤回し、存続・拡充すべきではないかと、そういう御質問です。

これは、区長部局の方で、企画政策部長が答えています。第二次行財政改革計画では、施設の更新需要と大規模修繕などによる膨大な費用負担に備えるために、施設のあり方の見直しの取り組みの1つとして、地域の集会室施設を集約化と多機能化により、区民利用の拡大を図ることを目的とする。ことぶき館と社会教育会館については、縦割りのな利用制限を極力排除し、多目的に活用していくことにより地域の集会施設として効果的に地域配置していくことが必要である。したがって、この方針を白紙に戻すことは考えていない。

教育委員会の方は、一番下の行ですけれども、「社会教育会館のあり方」というテーマで1年間御議論をいただいたわけなのですけれども、社会教育委員の会議で報告もして、方向が既に出ています。第四次実施計画や第二次行財政改革計画など、区の基本的な方向性を念頭に置きつつ、社会の変化に対応した社会教育会館の機能と役割について提言をいただいている。教育委員会としては、この提言を受け、区民にとっても豊かな学びや交流をどのように推進していくかなどを課題として、社会教育会館のあり方について検討している。検討に際しては、生涯学習の場の確保に留意しつつ、類似の役割を持つ施設との機能統合や生涯学習機能の強化のための方策などもあわせて検討すると答えています。

それと、一番下ですけれども、三栄町社会教育会館は、第二次行財政改革計画の中で、具体的に廃止の方向性を言っているわけです。これはもうだいぶ前に示している方針でござい

ますので、今までお示したとおり、生涯学習を展開する場及び学習の場を確保できる場合には、要するに代替的な学習の場の確保に留意しながら、廃止する方針には変わらないというようなことをお答えしております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

教育政策課長 9月1日に「平成19年度予算の見積もりについて」の助役の依命通達が出ましたので、これについて御報告をさせていただきます。

まず1行目ですが、これには「17年度」と書いてありますが、申しわけありません、「18年度」の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

日本経済につきましては息の長い景気回復を続けています。景気回復の影響によって、特別区民税等の一般財源が好調な伸びを示して、財源不足を払拭することができました。17年度決算につきましては、12年ぶりに経常収支比率が80%を下回りました。区財政については、平成12年度以降、6年連続の黒字決算となりましたということでございます。

一方、地方税財政制度は大きな変革期に直面しております。平成19年度は、これまでの三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化の影響に加えて、定率減税の廃止や個人住民税の税率のフラット化が予定されております。また、23区では、都区財政調整制度による都区財源配分比率の見直しも予定されておまして、本区の一般財源の構造は大きく変貌することになります。今後とも、財政環境を楽観視することなく、安定した財政運営を指向していかねばならないということでございます。

その後は、一番最後のところを見ていただけますでしょうか。一番最後のページでございます。「平成19年度予算の編成方針について」ということでございます。

予算編成のポイントでございますが、「19年度予算編成の背景」でございます。景気の着実な回復による区民税等の一般財源の増、将来にわたって持続可能な財源の確保、変革期にある地方税財政制度。

2番としては「予算見積もりの基本方針」でございますが、四角の中でございますが、区政課題の解決に向け着実に前進するとともに、新たな区政の展望を拓く予算であると。それを保障するものとして、協働と参画の取組みのさらなる充実、各種制度改正等が区民生活にもたらす影響への効果的、機動的な対策、限られた財源の有効活用と重点配分でございます。

その下、「予算編成の主な日程」でございます。11月6日に予算見積書を提出いたしまして、1月17日に予算内示がでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育指導課長 「確かな学力の育成への取り組みについての検証（中間報告）」として御報告をさせていただきます。

検証方法は、意識調査と実態調査の2種類で行いました。調査期間は、平成18年9月1日（金）から1週間かけて、対象は、児童・生徒、保護者、教員、学校評議員で行いました。

まず、これから申し上げますのは9月28日現在での速報値、そして、そこから見られる傾向ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず1ページでございますけれども、（1）で集計の数字が出ておりますけれども、教員と児童・生徒は、きめ細かで丁寧な指導ができているというふう実感しておるというふう受け止めてございます。しかしながら、保護者、評議員は、45%がわからないと回答しております。今後の周知の方法を工夫すべきであると。これは、やはり、保護者の方、評議員の方は日常的に授業を見ているわけではないので、考えれば考えるほど実態としてよくつかめないというところなのかなと思いますので、周知の方法を工夫すべきであると思っております。確かな学力推進員の派遣の状況が見えてこないということで、これも実際に伺っておりますので、現在そのように思っておりますので、今後は周知を徹底していきたいと思します。

次に、授業がわかりやすく感じられている教員は6割、児童・生徒は5割、一層の授業の工夫が求められると思います。同様に、保護者、評議員は45%以上がわからないと回答してございます。教員は授業改善推進員が入ることで多様な指導に取り組んでいるという回答が7割近くあることから、今後の指導方法の工夫が期待できるというふうに思っております。

次に、2ページには「年間授業日数の拡充」について。 は夏休みの学習について、 は2学期始めの生活について、 は2学期始めの学習について、 は夏休み短縮のよさについてということでまとめてございます。その点について少し御説明いたします。

夏休みの学習については、教員も意識的に計画を立てさせ、児童・生徒の7割が実行できたと回答しております。しかし、保護者は50%前半で、どちらとも言えない状況であると。家庭で子どもの学習状況についてもっと関心を持っていくことが必要だろうというふうに分析しております。

2学期始めの生活ですが、2学期が早く始まることにより、児童・生徒、保護者は、6割方が学校生活のペースを取り戻せたと意識しております。それに対し教員は、2割しか取り戻せたと感じてはおりません。意識の違いが見られ、学期始めの実態把握に基づいた取り組

みが求められていくと思います。

2学期始めの学習についてですが、教員の5割が、2学期の始めの学習に創意工夫して取り組み、その成果を児童・生徒の5割が認識しております。しかし、保護者は子どもの意識を十分把握していないことから、学期始めの様子などを知らせるなど、もっと家庭との連携を図る必要があると思います。

次に、夏休み短縮のよさについてですが、夏休みを短縮して学校に来る日が多くなり、友達と楽しく過ごせるのでよいと感じている児童・生徒が約7割と多かったです。保護者、評議員も半数以上はそう感じております。一方、教員は授業日数がふえたので、ゆとりを持って子どもと接することができる意識している割合が極めて低い、そのように数値として出ております。年間を通して今後検証していく必要があるというふうに思っております。

次に、3ページのところですが、ここでは教員の授業力向上として、は分かる授業の提供、としては次の授業に期待を持たせる授業についてとか、は教員の授業改善についての設問でございました。まず、分かる授業の提供についてでございますが、教員のほとんどは分かりやすい授業を目指し、教材研究で工夫している、そのことを児童・生徒の7割、保護者の6割、評議員の6割ないし5割が受け止めております。次に、次の授業に期待を持たせる授業についてですが、教員は児童・生徒に次の授業に期待を持たせるよう工夫している、しかし、必ずしも児童・生徒が次の授業を待ち遠しいと感じているものではありません。同様に、保護者、評議員も不明が多いものの、肯定的ではありません。より具体的な授業のあり方を研究していく必要があろうかと思えます。次に、教員の授業改善についてですが、教員は授業改善の意識を常に持ち、授業に臨んでいる。児童・生徒の約6割が教員の姿勢を受け止めております。しかし、保護者、評議員には十分伝わっておりません。

次に、4ページについてですが、実態調査についてまとめたものであります。まず、3の(1)として、「確かな学力育成のための特色ある教育活動」ですが、主な特色ある教育活動の取り組みとして、基礎・基本の時間の設定や、授業時間数の確保、少人数学習・TT指導の充実、構内研究の充実、家庭との連携の充実。また、特色ある教育活動の成果としては、小学校では、51%が成果があると回答、また、まだ年度の途中ということもあろうかと思えますが、まだ成果が計れないというふうに回答している者が43%。中学校では、80%が成果があると回答しておりますが、同様に、まだ計れないとの回答もございませぬ。特色ある教育活動の主な成果としては、学習意欲が向上している、個別指導が充実してきた、教員の授業改善の意識が高まった、家庭と面談する機会がふえ、連携しやすくなったというところが出

できてございます。特色ある教育活動の取り組みの課題としましては、教員間の共通理解が、小学校では27%、中学校でも27%、成果が見えにくいということで、小学校では30%、中学校では27%で、やはりなかなかもうひとつ教員間の共通理解の成果ということではこうした回答が出ているところでございます。

次に、5ページでございますけれども、(2)として「2学期始めの教育活動について」ですけれども、例えば の方に参りますが、家庭訪問等家庭との連携を深める活動があります。これは授業日数をふやしたことによって今まで取りやめにしてきた家庭訪問をやはり地域や子どもを育てる環境をきちんとの確に把握することが大切だろうということで復活したというようなことで、そうしたところが出ていますので、この数字は、家庭訪問をやっている学校が4校とかそういうことではなく、今回の取り組みの中で復活させたというふうに読み取っていただければと思います。同様に、基礎・基本の時間等の特別時間割を設定して、例えば1学期の復習を行ったり、漢字を行ったり、計算練習を行ったりとか、体験的な学習の時間を設定して、水泳指導、職業・職場体験指導などを行ったというようなものであります。

次に、6ページですが、「区費講師の配置について」ですけれども、 に、区費講師の活動内容についてまとめてございます。 として成果、これは、成果が上がるというのは、まあまあ成果があると回答したものも含めると、区費講師の配置については、小学校は87%成果があると回答し、ほかはまだ成果が計れないとしております。中学校では100%成果があると回答しております。主な成果としては、よりきめ細かな一人一人に行き届いた指導が可能となった、特別に配慮を必要な子どもへの支援が充実した、部活動の指導を通して、技術面・体力の向上が図れるなどでございます。区費講師派遣の課題であります。人数が足りないとするところが小学校で43%、中学校で36%。先ほどもありましたけれども、教員間の共通理解といったところで次のような数値。その他、指導力の向上、勤務時間の見直し。これは1日8時間の勤務時間が求められているということでもあります。

7ページであります。 「教員の授業力向上について」は、 にまとめたような形で取り組んでいるところでございます。 に、取り組みの成果として、やはり先ほどと同様のよう

にまとめてありますので、お目通しをいただければと思います。

8ページは「授業改善推進員について」でありまして、いわゆる退職校長をチームとして支援体制を敷いたものでありますけれども、 から までそこに、派遣要請、派遣回数等が書いてありますけれども、 の授業改善推進員の派遣の成果として、小学校は86%成果あり、中学校は81%成果ありとしております。主な内容としては、本人の課題が明確となり、日々

授業を工夫するようになった、指導を受けた教員が意欲を持つようになり努力している、指導内容をきめ細かく考えるようになった、研究・研修意欲が高まった、指導された教員以外にも影響がありプラスになっている。これは、教育委員会から授業改善推進員として退職校長を派遣することに現場はもしかすれば抵抗というかちょっと身構えるところもあるのではないかとすることは正直心配したところですが、おおむね好意的に受け止められ、かつ、支援を仰いでいるというふうに分析してございます。ではあります、授業改善推進員の派遣の課題でありますけれども、計画を立てにくい、あるいは回数が足りないと。回数が足りないというのはうれしい指摘ではありますけれども、そうした課題がありますので、今後、改善してまいりたいと思っております。

以上が中間報告でございました。

次に、「新宿区特別支援教育検討委員会について」を御報告させていただきます。

特別支援教育検討委員会を発足することに当たりまして、御報告いたします。特別支援教育の目的、これまでの経緯については1ページにまとめてございますので、御案内と存じますので、この辺は後ほどお目通しいただければと思います。

そして、2ページには、同様に、東京都の動き、新宿区のこれまでの取り組みということで、情緒障害通級指導学級を設置したこととか、これまでの特別支援教育研修会を行ってきたとか、そういうようなことがまとめられてございます。本日は、時間の都合もありますので、3ページを中心に御説明をさせていただきます。

検討の目的は、平成19年度から特別支援教育の本格実施に向け、これまでの心身障害教育並びに通常学級に在籍する支援を必要とする幼児・児童・生徒への教育の現状と課題を明らかにし、今後の新宿区における特別支援教育のあり方について検討を行うものでございます。

検討委員会については、そこに示しましたように、委員長、構成委員などで会を進めてまいりたいと思っております。

検討の内容であります、その表で示したように、重要な課題、検討の焦点となる事項などをまとめてございます。まず、特別支援教育全体の構想、いわゆる新宿区の特別支援教育のグランドデザインをしっかりと確立させていくことがございます。次に、より具体的なその方法と申しますか方向性でありますけれども、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒への支援のあり方として、通常学級への人的支援のあり方、今ある心身障害学級の役割について検証していこうと。それから、個別指導計画の作成と活用。個別指導計画と申しますのは、中学校とか小学校とか、その学校だけで障害のあるお子さんの指導計画を立てると

ということではなくて、幼い時から義務教育を卒業した後までもそのお子さんを支援していくための指導計画を立てていくという、そういう構想でございます。

次のページに参ります。2番として、学校・園をサポートする区の支援体制の構築として、専門家チームの派遣、巡回指導と巡回相談、区教育相談室との連携。学校がそれぞれ専門性のある人間を相談相手としながら、また、必要に応じてサポートチームを派遣して特別支援教育を行っていくという、そういう考え方がどうあるべきなのかということが2番目であります。

3番目は、副籍、地域指定校、居住地交流ということで、東京都の副籍ガイドラインが案としてございますけれども、新宿養護学校の居住地交流であるとか、地域指定校への理解・啓発、送迎、引率などについてです。いわゆる養護学校に通われているお子さんは指定校になるわけですから、いろいろな形で本来はやはり自分の住んでいる地元の学校との交流を深めていく必要があるわけですので、そうしたことの検討を行っていくということでございます。

4番は、福祉・医療・保健・労働等、関係機関との連携ということで、新宿区の子ども家庭ネットワークの発達支援部会の機能の活用とか、個別の教育支援計画の作成でございます。

5番目は、幼稚園・保育園・子ども園から小学校・中学校への連携ということで、就学支援シートの作成と活用とか、保育園や私立幼稚園との連携、幼稚園における支援体制、こうしたことを中心に検討課題を設けているということでございます。

4は「第1回検討委員会の報告について」ですが、そのように現在進めてございます。

検討委員会の今後の予定ですが、別紙のとおりで、次のページに開催予定と検討内容の予定を示してございます。

最後に「委員会設置要綱」がございまして、お目通しを願いたいと思います。

以上、報告を終わります。

学校運営課長 続きまして、「学校選択制度」について御報告をいたします。

お手元の報告5という資料でございますが、平成19年度新入学の小学校対象の学校選択結果がまとまりましたので、御報告をいたします。

表でございますが、左から、学校名、受入可能数、こちらは1学級40名で、学級数に応じてその倍数でございます。Aとありますのは通学区域内の対象児童数、Bはその学校を選択した隣接の学区域の子どもの数でございます。Cはその学校から他校を選択した数でございます。計でございますが、AにBを足し、Cを差し引いたものでございます。

19年度の新入学予定者の現在の数ですが、合計にありますように1,627名、こちらは昨年度のこの時期に対し93名減ってございます。一方、選択希望者、これはBとCは同数ですが、403名は昨年よりも16名ふえております。18年度の学校選択で選択票を提出した割合ですが、22.5%でありましたところ、19年度への選択票提出者は24.7%でございました。移動の大きいところ等をご紹介しますと、初めに、受入可能数を超えて抽選になる学校は、11番、新たに開設する四谷小学校でございます。四谷第三、第四が統合する学校ですが、合計が83名でございますので、抽選対象です。あと、29番の西戸山小学校が80名に対し96名で、抽選の予定でございます。その学校を近隣から40名以上が選択しているという学校が3校ございまして、9番の余丁町小学校、22番の落合第三小学校、西戸山小学校の45人。それから、他校を選択している子どもの数が30名を超えているところが2校ございまして、15番の天神小学校、19番の戸塚第三小学校は30名を超える他校希望というところで、数字が少し目立つところがございます。

裏面に「平成19年度新入学 区立小学校の抽選について」を書いてございます。先ほど紹介した四谷小と西戸山小の2校でございますが、表の下の方に(1)、(2)で解説をしております。四谷小の方は、区域外の利用者数のうち、兄弟が既に通学している方が優先されますので、その5名は優先して入学し、その他の方からは、当選が15名、補欠が1番から7番までできる予定でございます。西戸山小は、同様に、兄弟がいる子どもが14名いて、これを全員入学させて、あと、その他の当選は11名、補欠が20番までできるということになります。補欠の繰上げ等につきましては、入学予定者の転出や国私立小学校への進学状況に応じて1月31日に決定し、その日が有効期限となる予定でございます。その後は指定校変更の手続きによるということになります。

右手の方のもう1つの資料ですが、本年9月の第2回の学校公開と説明会の参加者数とその実績報告でございます。御覧いただいたとおりでございますが、これはもう1つ表をつくっております、開いていただいて右手にありますのが学校説明会参加者のこの4年度の第1回、第2回の学校説明会への参加者数の推移でございます。合計だけ御覧いただければと思うのですが、制度を始めた16年度に向けた15年度中の説明会は合計で1,053名、翌年は1,518名、その翌年は1,351名、本年は1,476名と、一定数以上の方が次第にふえている傾向にあるのかなと。16年度はちょっと特別に多かったのですが、説明会が定着していることと受け止めてございます。

戻って恐縮なのですが、説明会資料の裏面に各学校で出ました主な質問一覧というものを、

代表的なものを書いてございます。事細かに御紹介はいたしません、私立への進学状況はどうかという問い合わせを受けた学校が5校ほどございます。それから、特に今年目立ったのは、学校選択制に伴う通学と通学路の安全、それを絡めたと思われる質問が5校から出てきてございます。そのあたりがちょっと目立つところではございました。

以上、雑駁ですが、学校選択制についての御報告といたします。

もう1件引き続き、「平成19年度新宿区立幼稚園園児募集」について御報告をいたします。資料6の「新宿区立幼稚園園児募集案内」を御覧いただきます。

開いていただいて、「応募資格」以下が載ってございますが、先ほど議案で御紹介いたしました区立幼稚園の学級編制方針と重複する部分がございますので、日程等を中心に主に御説明いたします。

2番の「募集人員」につきましては、先ほどの学級編制方針のとおりでございます。

3の「願書配布」ですが、今月16日から各幼稚園で配布いたします。広報への案内はその前の日の15日号に掲載いたします。

願書の受付は、入学を希望する幼稚園で、11月7、8、9の3日間、保育が終わった午後2時から4時でございます。この3日間で一たん締め切りをいたしまして、募集定員を超えた場合は抽選を行います。抽選以降の応募は、11月20日から各園で、先着順で受け付けます。20日の月曜日が園の行事で振替休日の場合の休園日の園は、翌日、21日からでございます。次に、応募者説明会と抽選ですが、11月16日に各園で実施いたします。抽選を行わない場合の必要な事項の説明をこのときに行う予定です。面接と健康診断はそれ以降、11月20日から30日、入園許可の発表は年を越して1月15日でございます。

めくっていただきまして、入園料・保育料は、条例規定のとおりでございます。

「注意事項」に幾つか書いてございますが、(3)で、幼保連携・一元化事業についての御報告をいたします。内容を掲載いたします。は、この後、副参事から御説明する愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携についてでございます。の方も、現在、条例案を提出しております四谷子ども園の開設運営についての御説明を掲載いたします。その後、学級編制等の内容を掲載いたします。(6)が先ほど議案で政策課長が御説明で申しましたように、新年度からは4歳・5歳の年子の場合は優先するという方針を固めておりますので、そちらを掲載いたします。

最後に、表がついてございますが、「区立幼稚園募集一覧表」でございます。募集の人員は、3歳児221名は前年どおりでございます。4歳児が728名、これは前年が810名でござい

ましたので82名の減ですが、四谷第三幼稚園と四谷第四幼稚園が統合して子ども園になること、及び、落合第一幼稚園が休園となって募集をかけないこと、それで90名減り、愛日幼稚園で8名ふやしているということでございます。5歳児の698名も52名の減で、四谷第三、四谷第四の両園が統合して子ども園になる影響が出たものでございます。

以上、雑駁でございますが、幼稚園児の園児募集についての御報告といたします。

副参事 子ども園担当でございます。私の方からは、報告7、8、9について、一括して御報告いたします。

まず、報告7、「愛日幼稚園・中町保育園における合同保育の実施について」でございます。平成17年の9月から、愛日幼稚園と中町保育園は、幼稚園と保育園の連携事業というのを取り組んできております。この連携の取り組みについて、より内容を広げ深めていくということを目的といたしまして、合同保育という内容で連携を行っていくというものでございます。

具体の狙いといたしましては、合同保育により、より豊かな人間性を育みながら、生活や遊びを充実させていくということ。それから、保育士、幼稚園教諭によるチーム保育を行い、そのことによって今まで以上に一人一人に合わせてきめ細やかな保育・教育を行っていくということを目的の1つに置いてございます。それから、2つ目でございます。幼稚園と保育園の定員を拡充することで、募集人員増、待機児の解消への対応を図っていくということを目的といたしております。

2番に、合同保育の実施についての基本的な考え方を載せてございます。まず(1)のところでございます。現行の幼稚園と保育園の認可に基づくということは、これは従来どおり変更はございません。その中で、認可に対応する職員の配置基準によって、幼稚園教諭・保育士を配置していくという形になってまいります。

具体の配置の考え方でございますけれども、(2)の「19年度のクラス編成」とあるところが、こちらでございます。4歳、A組、B組と書いてありますけれども、1クラス30名のクラスを編成していただきます。その中で、幼稚園児19名、保育園児11名、こうした中で30名での保育を行っていく。それに対して、認可の形態は従来どおりということがございますので、幼稚園の教諭・保育士がそれぞれ担任として、2人が担任として入っていくという形になってまいります。従来これについては担任は1人ということでございますので、担任を拡充する中でよりきめ細やかな保育を行っていく、その中で連携を広げ深めていくという、そうした仕組みでございます。こうした仕組みを導入することによって、幼稚園38名、保育

園22名、これが今年は、幼稚園35名、保育園20名ですので、それぞれ記載の定員の拡充が図られるという、そうしたものでございます。

実施については、19年4月1日からということで、既に事務的な部分では方向性の決定をさせていただいているところでございます。なお、この点についても、保護者へのかかわり、説明でございますけれども、この間、連携の取り組みについて、7月1日に合同の保護者懇談会、9月16日に2回目の合同の保護者懇談会、それから、あわせて9月28日に幼稚園・保育園単独の保護者懇談会を開いている中で保護者との一定の理解も深めまして、これならできるといふ心象形成をもってして、今回、こうした合同保育の実施ということで御報告に至っております。

以下、次のページ、その次のページには、保護者に出した通知の関係ですとか、それから、保護者にお配りした合同保育の実施についての考え方、その中での、朝の受入体制ですとか、子どもの活動がどういふふうにかこれまでと変わってくるのかという、若干事務的な資料もついてございますけれども、こうした中で保護者への説明、意見の交換を行ってきているところでございます。

一番後ろの部分に「保護者のかかわりについて」ということで、従来、幼稚園についてはPTAというものがございまして、この愛日幼稚園には愛育会というものがございまして、保育園にはこういうものがございせんでした。そうした中で、保護者の園運営へのかかわりということで御紹介をした資料がこちらの最後の資料でございます。

続きまして、報告8、「四谷子ども園における調理業務委託の検討について」ということで、御報告をさせていただきます。

今回、この四谷子ども園でございますが、調理業務については、園の中で行う調理の業務の部分については、18年度の予算編成に当たって、既に業務委託で行っていくことについては方針の決定をいただいているところでございます。ただ、新宿区ということで考えた場合に、これまで小学校・中学校については調理業務委託というものを導入してきましたけれども、就学前の子ども施設としては初めて今回子ども園で行うということがございます。そうした点がございまして、調理の委託に当たって必要な事項について論点整理を図ってきたものが報告8として本日報告をさせていただく内容でございます。

最初に、クリップ留めになっておりますけれども、クリップをお外しいたきまして、資料の中にカラーのA4版の1枚ものの資料があろうかと思っております。「四谷子ども園の給食の考え方について」ということで、アウトラインをごくごく簡単にお示ししたものでござい

す。

1番、「給食の考え方」とありますとおり、乳幼児の食事というのは、子どもの順調な発達あるいは発育というものに欠かすことができない大切なものである、また、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとするさまざまな体験を通して、適切な食事の取り方や望ましい食習慣を定着させていく、こうしたことが食育として求められていると考えております。四谷子ども園での給食は、こうしたことを大切にしながら実施をしていくということを一番大きな部分として基本的にとらえているところでございます。

「給食の内容」でございますけれども、0歳から就学前のお子さんですが、0歳児、これは産休明け57日からのお子さんが対象になりますので、ミルクとしての調乳、離乳食として初期食、中期食、後期食ということで、それぞれ月齢に応じた形で段階を踏んでいくもの、それから、離乳食の完了食としてのもの、それから、幼児食として1歳から5歳にお出しをしていくものというところでの、段階を踏んでの給食の実施という形になってございます。一例として離乳食の中期食のもの、それから、幼児食、おやつとして、今、現在、保育園で提供させていただいているものがどういうものかということをごちの方々に記載いたしております。

それから、3番の「献立」の関係でございます。保育園での献立を基本とした献立を行っていくということ。

それから、アレルギーのお子さんへの対応ですけれども、保育園と同様に、除去食のほかには代替食を行っていく。そのほかにも、食育としての取り組み、記載のとおりのものでございます。

こうした内容を、直営という形ではなくて、調理の作業のみについて業務委託という形でやってまいります。その関係について整理をしましたのが、資料番号として報告8と打ってあるもので、概要としてお示しをいたしておるものでございます。この部分については、「はじめに（報告の位置づけ）」のほかに、ページ番号が書いてあるかと思いますが、後ろにホッチキス留めで厚めの資料がついておりますけれども、この内容を抜粋したものがこちらの「概要」というものでございます。報告書の位置づけについては、先ほど私が申し上げましたとおり、初めての業務委託ということで論点整理を図るため、こうした検討を行ってきたというあたりのところ。

それから、2番の（1）、「プロジェクトチームの設置について」ということで、現在、保育園、幼稚園で給食に直接携わっている職員、それから、学校運営課で学校の給食の委託

について携わっている職員がおりますので、直接関係する職員をもってしてプロジェクトチームを構成して、この間、検討を進めてきているというあたり。それから、2の(2)にありますとおり、「調査・検討事項」として、そもそも子ども園で行っていく給食の考え方というのはどういう考え方に基づいて行っていくのか、それから、2番目、「調理業務委託」と書いてございますが、委託に当たっての基本的な考え方はどういうところに置くのか、それから、委託する業務の範囲と仕事の流れ、アレルギーへの対応ですとか、食の安全性の確保の関係等々、整理をしていくという中で進めてきております。

なお、参考までに、他区における調理業務委託の状況でございます。保育園ということになりますけれども、23区中10区139園において、現在、こうした調理業務委託が導入されているところでございます。また、0歳児の離乳食を導入している園については、97園で導入をされているという状況でございます。

おめくりいただきますと、委託の導入のメリットですとか、どこからどこまでの範囲について委託をするという報告書の内容を抜粋して書いてございますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

それで、今後の進め方でございます。11番に「今後の進め方」とありますとおり、10月、今月末までに一定の論点整理を図りまして、プロポーザルというような形で委託業者の選定に入っていきたいというふうに考えております。そのこともございますので、今月末の指名業者選定委員会にプロポーザルの実施について付議をさせていただいて、その結果について校園長会・保育園長会等に報告をしながら、記載のスケジュールの中で業務委託ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、報告9でございます。こちらは、子ども園についての4歳児・5歳児の募集の関係でございます。先ほど子ども園の条例施行規則について、運営に係る諸手続きに関するものとして御審議をいただいたところでございます。また、条例についても議会で審議中のところでございますけれども、4歳・5歳の募集については、先ほど説明がありましたとおり、幼稚園と同じスケジュールで進めていくという中で、こうした募集案内をつくって募集の手続きを進めていきたいということでの本日御報告になっております。

これも資料の一番後ろにA3版の大きさのもので「入園募集スケジュール」というのが出ておりますので、最初にこちらの方で入園のスケジュール、アウトラインの方を御説明したいと思っております。

4歳・5歳のスケジュールでございますけれども、表の真ん中に書いてありますとおり、

幼稚園の入園募集に合わせたスケジュールですべてを進行させていくということが基本でございます。それから、0から3歳については、保育園の入園募集に合わせたスケジュールで行っていくという形になってまいります。4歳・5歳のところでございますが、表の一番左上にございます、10月13日に区議会の本会議で条例が議決される予定でございますが、この議決をいただいた後に、10月15日号、25日号、2回区の広報で募集記事について載せていきたいというふうに考えております。それから、募集案内の配布の関係ですけれども、10月16日から11月7日のところまで、幼稚園と同じタイミングでこの募集の案内を区内の各施設に配布するという形をとってまいります。それから、申し込みの受付については11月7日から9日まで。仮に募集人員を上回って応募者があった場合には、11月18日（土）に抽選という形を予定しているところでございます。

資料の一番最初にお戻りいただきたいと思います。こちらの方が子ども園についての募集案内になっております。1枚おめくりいただきまして、1番の「入園案内」のところ、こちらのところで1点、大変恐縮でございますが、1の（1）ですが、誤字がございましたので削除をお願いしたいと思います。「4・5歳児とその保護者」とありますが、「とその保護者」というのは削除をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、2番の「募集人員」でございます。現在、四谷第三幼稚園・第四幼稚園、三栄町保育園にいるお子さんが全員子ども園への転園を希望した場合には、50名の定員に対して4歳のところの募集人員が35名、5歳の募集人員が17名程度になってくるというふうにとらえてございます。

4番の「募集日程」については、先ほど申し上げましたように、11月7、8、9の3日間。ただ、今回、子ども園についてはお仕事をされている保護者もいらっしゃるということもございまして、通常の幼稚園での受付のほかに、学校運営課の方でこの3日間については夜7時まで受付をやりたいというふうに考えております。それから、右に参りまして、「応募者説明会及び抽選」については、記載の内容でございます。

以下、5番の「保育時間の選択」ですとか「延長保育」というのが子ども園の中での新しい仕組みになってまいります。

その次のページにお進みいただきまして、7番の（4）の「4歳児の優先入園について」というところ、これは学校運営課長からも幼稚園のところでもございましたけれども、この子ども園についても上にお兄ちゃん、お姉ちゃんが入ってくるということであれば優先して下の子を入れていきたいというところで、幼稚園と足並みをそろえる形で今回は募集の案内の

方を整理しているところでございます。

以下、入園の申請書、それから、新しく子ども園の場合には保育時間の選択とか幾つかの複雑な仕組みを入れているところがございますので、入園の申請に当たってのエントリーシートというものを1枚おつけしております。それから、その後ろに子ども園全体の内容を御紹介するパンフレットをつけておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

教育環境整備課長 それでは、報告10でございます。「第6回西戸山地区中学校統合協議会について」を御報告させていただきます。

1枚目でございますが、4の「開催内容」を御覧いただきたいと思っております。これに従いまして御説明申し上げます。

まず(1)でございますが、安全に関する専門部会報告ということで、次のページに「安全に関する専門部会報告」となっております。黒ポチで「通学路の安全対策」ということで、(1)から(5)までなっております。この括弧の部分につきましては、前回、区として回答した要望事項についての具体的なものを挙げております。今回さらに要望として挙げたものが四角囲みになっているものでございます。(1)につきましては、照明の色をオレンジ色から白色に変更するよう検討依頼を。(2)のところでは、信号機の設置が困難な状況といったようなところ、また、学童擁護の延長あるいは段差解消について引き続き検討依頼を。(3)のガード下の歩道付近の電柱につきましては引き続き要望していくといったようなことが挙げてございます。(4)につきましては、ガードレールの設置、電柱の移設が不可能であるというようなところ。そして、(5)につきましては、道路のペイント要望、以下、御覧のような形になってございます。

次に、1枚目にお戻りいただきまして、(2)でございますが、百人町三・四丁目地区の地区計画についてということで、これも前回に引き続きまして、地区計画課長あるいは道とみどりの課長から、前回の協議を踏まえまして報告がございました。学校の壁面を2m後退しなければいけないこと、あるいは、学校側にその2m部分を後退することはできないかという御要望が上がってございましたが、それについての一定の回答をしたということでございます。結論としては、なかなか御要望にはお答えできないというような回答がございました。

そして、教育委員会からは、新校の配置イメージ図ということでお示ししたのが3枚目の「西戸山地区中学校統合新校の新校舎の概要(案)」となっております。なかなかイメージがわきづらいということで、統合協議会の委員の皆さんから御要望が出ておりましたので、

実際、図面に引いてみたものでございます。その積算の根拠となる規模をこういった形で示したということで、これについては主に今建設に着手してございます西早稲田中学校を参考としてございます。

そして、裏面に「西戸山地区統合中学校」ということで、建築条件、都市計画制限をはじめとする建築条件がございまして、この2段目にございまして「敷地面積」でございまして、7,646平米となっております。これにつきましては、今年度、購入を予定してございます給水塔の敷地面積、そして、先ほどございました2mセットバック部分の面積、それを考慮した上での7,491ということで御覧いただきたいと思っております。そして、「都市計画制限」以下、御覧のような形になってございます。米印のところ、中段のところでございますが、まず1つには、東側、南側道路、これの拡幅があるといったようなところ、2番目のアスタリスクにございましては区道敷地については関係部署との調整が必要になる、3番目のアスタリスクは10mを超える部分については日影規制の制限がある、4番目のアスタリスクですが、ここは20mの高度地区制限がございまして、最大5階建てが精一杯であるというようなところを記載してございます。

そして、その次のページからが、具体的に営繕課の方であくまでイメージということで引いてもらった図面でございます。「既存校舎（現西戸山中学校）」となっておりますが、一番上のものでございます。こちらのグリーン部分は現在焦点になってございます公地の面積を書いております。現在は2,380平米というようなことでございます。そして、その下にございましてのが校舎を東側に持っていったときの図ということで、これはもう2mセットバックしたことを考慮した上での校庭位置でございます。御覧のとおり、緑色の部分が2,400平米ということで、2mセットバックしても現状維持、若干多めのグラウンドが確保できるというようなことで御説明してございます。

そして、その裏でございまして、これは、右側が現在の西戸山中学校、そして、左側にございましてのが西戸山小学校の平面図になってございます。そして、その間に区道が引かれているわけでございますが、その区道を取り込んだ形での図を示してございます。緑の校庭面積としては2,700平米が確保できるというようなところでございます。

そして、次のページでございまして、これが、仮に区道を廃止して中学校の公地として取り込んで、しかも小・中一体整備をした場合ということで書かせていただいたのがその図でございます。4,400平米を確保できるというようなことで、これもあわせてイメージとしてお示ししてございます。

それでは、1枚目にお戻りいただきたいと思います。(3)でございますが、「新校のビジョン・コンセプトの検討」ということで、今ございました区道の廃止につきまして改めて確認した次第でございます。そして、近隣町会への経過説明ということで、9月16日にこの区道を利用されていると思われる関連町会、こちらの方に統合協議会の座長ともども御挨拶に上がってございます。現在、区道を廃止するような方向で統合協議会は考えているという御説明をし、町会の方々の御理解を得たいというようなことを申し伝えてございます。あわせまして、大久保地区内町会あるいは西戸山小学校校長・副校長の出席依頼、こういったものについてお諮りしてございます。

そして、(4)の「新校校名の募集について」ということでございますが、これについては先ほどの資料の次のページにございます。イメージ図がございましたが、その次のページを御覧いただきたいと思います。「西戸山地区中学校統合新校の校名募集」ということで、これについては前回お話しいたしましたが、募集期間が8月25日から9月15日、募集対象としては、関連小・中学校の児童・生徒、保護者、地域住民、同窓生という形になってございます。募集方法といたしましては、関連の小・中学校あるいは特別出張所、町会、教育委員会ホームページ、こういったものから用紙を配布し、回収方法は、小・中学校については学校を通じて、その他については回収箱を置きまして、そちらに投函していただくような形をとってございます。

4の「結果」でございますが、校名案としては、134通、46案出てございます。その内訳は御覧のとおりでございます。そして、下の欄に「応募者内訳」ということで、どういった方々から応募があったかというようなことをお示ししてございます。そして、この結果につきましては次のページ以降に具体的な校名案とその理由がそれぞれ載ってございますので、御参照いただきたいと思います。そして、この募集結果につきましては、一応公募する前提といたしまして、あくまで多数決ではないというようなことが前提となつてございますので、この結果を各委員さんが出身母体に持ち帰りまして、この中から2つか3つの校名を選んで、次回の協議会でそれを持ち寄りまして議論して決めていくというような段取りになっておりますので、あくまで御参考ということで御理解をいただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

生涯学習振興課長 生涯学習振興課長です。私からは、報告11、「新宿歴史博物館 蔵書情報システム導入について」を御報告いたします。

1の「趣旨」でございます。従来、カードで管理、閲覧を行っている新宿歴史博物館の蔵

書（図書資料）について、区立図書館資料検索システムにて、データ検索ができるようにするとともに、インターネット公開を行います。本システムの導入により、図書館、博物館双方の蔵書の検索が図られ、全国的にも例のない博物館と図書館の蔵書を一括して検索することができるようになります。図書館と博物館の連携というのはあるようであり、今までなかったということで、初めてのことになるのではないかと考えています。

2の「概要」です。今年度より、システム開始に向け準備を行ってまいりましたが、10月初旬にシステムの動作環境整備が完了します。当初は、既に作成済みである約2,300冊の蔵書データをアップし、10月14日から区立図書館資料検索システムにて蔵書データ検索が可能となる予定です。周知は、「広報しんじゅく10月15日」で行います。

4の「今後の取り組み」ですが、今後、博物館蔵書のデータ入力を順次進め、今年度中には約3,300冊の図書データを追加して作成し、検索可能とする予定で考えています。

続きまして、報告12、「『鉛筆の碑』の寄贈について」を御報告いたします。

「経緯」で考えています。三菱鉛筆株式会社が我が国で初めて鉛筆の工場生産を始めた記念の地である内藤町に「鉛筆の碑」を建てさせてほしいというお話がありました。内藤町1番地の渋谷川に沿った場所には、明治20年に三菱鉛筆の前身である真崎鉛筆が開設した、水車を動力とした鉛筆製造所がありました。詳しくは2枚目、3枚目にその資料がついて考えています。それで、経緯ですが、6月19日に三菱鉛筆の社長が教育長を訪問し、このお願いの趣旨がありました。これを受け、文化財係では、土地の記憶を記念する地元の要望もあるので、土木課と協議し、内藤児童遊園内にこれを建てる方向で話を進め、9月20日に「鉛筆の碑」の寄付を受けることとしました。なお、三菱鉛筆株式会社による現地の寄贈式は、10月24日（火）午前11時に予定されております。これにつきましては内藤教育委員長の御助力もあって実現する運びになりましたので、ここに御報告いたします。

以上で考えています。

教育政策課長 先ほど私が「平成19年度予算の見積もりについて」の依命通達を説明させていただきましたが、そのときに1行目の「17年度」を「18年度」に直していただきましたが、申しわけございません、「17年度」で正しいということと考えています。

内藤委員長 説明が終わりました。

まず、報告1、「新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨」、これについて御質疑のある方はどうぞ。

6ページ目の社会新宿区議会議員団の山田議員の質問の新任教師の問題ですけれども、こ

これは議会答弁とは別に教育委員会としての見解みたいなものを報告で出してくれますか。つまり、僕らも発生のときはいろいろお話を伺いましたけれども、6月のことでもう十分時間も経っているので、教育委員会としてのこの事件に対する見解をちょっと文書でまとめて僕らも。

教育指導課長 やはり時間の経過とともに新たな視点とか考え方も多面的に見ていかないと、このことは正しく把握できないと思っております。例えば決算特別委員会でもお話ししたのですが、御本人の資質等以外のことで、例えば任用上の問題であるとか、配置先の学校のシステムのことであるとか、あるいは、採用後の育成の問題であるとか、そうしたことをきちんと整理していくことが大切だと思いますし、今後の防止についてもしっかりとしたそうした視点の中で積み重ねたものを広く学校関係者には示していく必要もあると思いますので、委員長のおっしゃるとおりに進めさせていただきたいと思っております。

内藤委員長 よろしくお願ひします。

この報告1について、どうぞ。

熊谷委員 8ページの新宿区議会花マルクラブのなす議員に対する回答の中に、8ページの一番下のところに、「また、質問のような長期求職者の原因は一概には特定できない」という回答をされているのですが、これはなす議員の質問の1、2、3、4の中の対応が私にはまだちょっと理解しにくいのですけれども、これは4番の質問との対応でこういう回答をされているのでしょうか、それとも、今の話題に、委員長から言われていた、新任の教員のことも含めたようなそういうことなののでしょうか。つまり、長期休職者がおられて、そういう教職員の悩みを把握することは非常に大事だと、特に若い教員に対してはと書いてありますけれども、もしそういうことであればその辺も含めて今の委員長の教育委員会の見解も考える必要があると。

教育政策課長 これについてはたしかアエラという雑誌の中で、現状、親がどういうことかということを書いているものがありまして、それをなす議員が引用しまして、本当に困っているところはないのかという御質問だったような記憶がございます。その答えとしてこういうことを書いているということでございます。

熊谷委員 実際に区の教職員の中に長期休職者がかなりおられるとか、そういう話ではないのですね。

教育政策課長 質問の中に、先ほど申しました、今は非常に勝手な親が多くて困っているのではないかと、そういうことによって教職員が困っているのではないかと、それによっ

ろいろな悩みで発症する方もいるのではないかという質問はございました。その中の一環としてこういう答えをしたということでございます。

内藤委員長 しかし、この議員は保護者との問題で長期休職している教職員がいるということ質問の中で触れたわけですね。

教育政策課長 そのとおりでございます。そういう質問でございました。ただ、それはうちの区の話ではなくて、一般論としての雑誌でのことでございます。

内藤委員長 だから、具体的な例を議員が恐らく聞いたのでしょうか、この長期休職になった教職員がいるということ。

よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告2の「平成19年度予算の見積もりについて」、御質疑のある方はどうぞ。

これは区全体の編成方針で、結構ではないですか。区の財政もひとところに比べればだいぶ回復してきたようなので、教育関係の施策についても益々の予算を期待しております。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告3の「確かな学力の育成への取り組みについての検証（中間報告）」について、御質疑のある方はどうぞ。

これの2ページ目の下から3つ目ですが、授業日数がふえたのでゆとりを持って子どもと接することができるというのが圧倒的に少ないのだけれども、これはどういう意味ですかね。この程度の短縮ではとても間に合わない、そういう意味なのですかね。

教育指導課長 これは、先ほど申しましたが、まだ中間ですので、正確に今は申し上げられないのですが、まだ私見としてお聞きいただきたいのですが、やはり夏季休業の短縮をして、当然これまでは休業5日間の中で教員は休みではなくてもいろいろな授業準備とかができたのが1週間繰り上がったわけですから、やはり日ごろからの多忙感は否めないところにそうした短縮があったということの中で2学期が始まっていたということがあって、やはりゆとりがないのではないかという考え方、つまり、物理的なゆとりがないのではないかということではないかと私は現在受け止めております。しかし、5日間ふやしたことも含めて、ゆとりというのは子どもにとって学ぶ環境としてのゆとりをどうしていくかという考え方が本来あるべきですので、今後これについては十分精査していかなければいけないことだというふうに受け止めてございます。

内藤委員長 いかがですか。

熊谷委員 最終報告はいつごろお出しになられるのでしょうか。

教育指導課長 現在、綿密な集計は、10月下旬が集計、そして、そこから分析をかけていきたいと思っておりますので、早くて11月ぐらいを予定しております。12月に学校評価が全校で始まりますので、この集計結果で課題とか今後のあるべき部分も整理しなければなりませんので、12月には間に合いませんとこの分析などが学校の来年度の計画に生かせませんので、何とかそれに間に合わせたいというタイムスケジュールでやっております。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告4の「特別支援教育検討委員会について」、御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。検討委員会はこれから発足するわけですから、審議というかその役割に期待したいと思います。

御質問がなければ、次に報告5の「学校選択制の各学校別結果一覧」について、御質疑のある方はどうぞ。

熊谷委員 主な質問の中に、柏木小ですか、開門がもっと早くならないかという、質問なのか要望なのかよくわかりませんが。こういう要望というのは柏木小独特の地域性なのでしょうか、それとも、かなりいろいろな小学校で開門を早くしてもらえればそれなりという、多分これは次の親も一緒に送り迎えしたいというのとつながっているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校運営課長 小学校の方への御要望としては、私どもは滅多に聞いたことはございません。幼稚園では、お母さんが連れてくるので、結構パートに出るような場合もあり、もう少し早く開門をという声はありますが、小学校では、私ども、これまでは余り聞いてございません。

内藤委員長 この一覧表の、非常に具体的な質問で恐縮だけれども、他校への選択希望者を見ていくと、実数で例えば天神小学校、これは通学区域内の児童数が46と比較的少ないのに30人が他校への選択を希望する、よそからというか、学区外、通学区域外からの選択希望者の6人はいるけれども、これはどういう状況が考えられるのですか、46人いて30人は他校というのは。

学校運営課長 天神小学校と戸塚第三小学校はおおむね学区の子どもの3分の2に当たる数字が他校を選択してございますが、例えば天神小学校で申しますと、大方は余丁町小が一番多いのですけれども、余丁町小のほかに花園小学校、大久保小学校を選ぶ子どもたちもおりまして、大久保小、花園小は天神小と同じ単学級の学校でございますので、単学級同士で

動くという少し珍しいケースがこの天神小学校のケースです。やはり学区域の地図の姿が、実際の通学に少し不便な地域といいますが、天神小学校の学区域なのだけども絶対距離は花園小が近い、大久保小が近いというようなところがそういう選び方をしているほかに、隣接する学校ではにぎやかな余丁町小学校に通わせたいと、そういう気持ちが動いているのだと受け止めております。

内藤委員長 わかりました。

ほかにはよろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告6の「新宿区立幼稚園園児募集案内」について、御質疑のある方はどうぞ。

これは結構ですよ、園児募集案内ということで。

では、御質問がなければ、次に報告7の「愛日幼稚園・中町保育園における合同保育の実施について」、御質疑のある方はどうぞ。

これも結構だと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告8の「四谷子ども園における調理業務委託の検討について」、御質疑のある方はどうぞ。

これもよろしいでしょうか。

では、ほかに御質問がなければ、報告9について、御質問のある方はどうぞ。報告9は「四谷子ども園園児募集案内」です。

これも募集案内ですから結構だと思います。

ほかに御質問がなければ、次に報告10について、御質疑のある方はどうぞ。

熊谷委員 中でも説明していただいたのですけれども、この区道の廃止というのはかなり大きな計画のキーポイントとなりますか、この可能性はいかがなのですか。これは道とみどりの課ですか。どのくらい可能性があるのか。

教育環境整備課長 何パーセントということはちょっと言いづらいのですが、要は、この区道を利用される方々が百人町三・四丁目に、ちょうど南側の方々がございますので、そういった意味から町会の方々の御理解を得たいということで、御理解を得るために当たらせていただいたということです。まずそこが大前提となっていますので、それがちょっとクリアできないとその先には進めないということで、そこがターニングポイントになるかと思いません。

熊谷委員 実際にはかなり利用されているのですか。

教育環境整備課長 見た目はそれほどではないのですが、実際、通行量調査をしてみますと若干あるというようなことで、そういった方々が既得権として主張されるとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

熊谷委員 わかりました。

内藤委員長 では、よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告11の「新宿歴史博物館 蔵書情報システム導入について」、御質疑のある方はどうぞ。

しかし、これは10月14日と言ったらもうすぐですよ。もう間もなくできるということですね。結構だと思いますけれども、よろしいですか。

では、御質問がなければ、報告12の「『鉛筆の碑』の寄贈について」、御質疑のある方はどうぞ。

これは私の家のすぐそばで、渋谷川が暗渠ではないといいね。何か水車が回っていたという記憶がうっすらあるのだけれども、しかし、それは本当に記憶なのか、こういう話を聞いてね。渋谷川自体はもうはっきり流れていましたから、記憶が逆行したのかちょっと自信がない。水車が回っているという記憶があるような気がしますけれども。

これはたしか「鉛筆発祥の地」とうたったら、いや、発祥の地ではないという何か歴史論争が起きて、「発祥の地」という説明版は取りやめたように聞いていますけれども。日本の中でも何かあるそうですよ。つまり、こういうことで動力を使って大規模にやったのはここだと。ただ、手づくりが当然ほかにもあったでしょうからね。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告13「その他」となっていますが、事務局から報告事項はありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 4時21分閉会